相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市豊岡八条五丁目五番、最後の住所北海道旭川市豊岡八条五丁目五番四号
被相続人　亡　山本　静雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
北海道旭川市六条通七丁目三一―一アクア旭川ビル六階
相続財産管理人　弁護士　須藤　良太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市岩月千岩田三三〇番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　尾形美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所
大船渡事務所
相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市石脇字石脇二七番地、最後の住所秋田県由利本荘市石脇字下長老沼一四〇番地二五　被相続人　亡　齋藤　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
秋田県由利本荘市御門二六五番地一工藤司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　工藤　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市新宿町三七〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田村　一博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所茨城県水戸市五軒町二丁目二番七号
AOICOURT五〇一号
相続財産管理人　弁護士　水口　二良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市太田町七七〇番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　金子　義房

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所群馬県伊勢崎市昭和町三八〇一番地
三柴田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　忍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市上新井二丁目三三番地三六、最後の住所埼玉県所沢市上新井二丁目三三番地の三六　被相続人　亡　鹿島　富雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
埼玉県川越市元町二丁目四番地一一　弁護士法人川越法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細田　初男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市人見三四五番地、最後の住所埼玉県深谷市上野台二五五番地四
被相続人　亡　渋澤　藤吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所埼玉県熊谷市末広一丁目四九番地
金井末広ビル二階　埼玉北部法律事務所
相続財産管理人　弁護士　網野　猛美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市六崎八三八番地、最後の住所千葉県佐倉市六崎七三九番地
被相続人　亡　嶋田　砿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所千葉県成田市囲護台一丁目四番三号
フィールドホーム第四ビル四階　村田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田由里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森中二丁目一九六番地、最後の住所千葉県君津市宿原三五五番地の一
被相続人　亡　上保　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号
かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市富士見町三四番地四、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一八番地の四アデニウム真鶴八〇三
被相続人　亡　大﨑　峰之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
神奈川県小田原市本町二―三―二四　青色会館二階　杉﨑茂法律事務所
相続財産管理人　弁護士　劔持　京助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県黒石市長崎二丁目一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　武義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
神奈川県横浜市中区海岸通三丁目九番地横濱ビル六〇二号室　ベルホーム司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　鈴木　梨紗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県丹羽郡大口町堀尾跡一丁目一一〇番地、最後の住所福井県坂井市春江町松木第一八号一三番地二　被相続人　亡　江口　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十八日
福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館三階
相続財産管理人　弁護士　中村　淳

平成25年３月期決算公告

平成25年12月18日
香港ニューテリトリーズ・シャティン・サイエンスパーク東通り12
ジョンソン・エレクトリック・ワールド・トレード・リミテッド
日本における代表者　砂田　誠二

貸借対照表の要旨
（平成25年３月31日現在）（単位：千米ドル）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,299
	固定資産	484
	合計	6,783
負債及び純資産の部	流動負債	27,011
	固定負債	248
	資本金	13
	利益剰余金	△20,489
	（うち当期純利益）	(882)
	合計	6,783